

定時に帰ろう!

毎年11月  
第3水曜日は  
ノー残業デー

県民

ノー残業デー

今年11月20日(水)



大分労働局「ワークライフバランス」  
イメージキャラクター  
バランス軽兼エンジョイ5



秋に年次有給休暇を取得して  
家族と過ごしたり地域の魅力を再発見しよう!

厚生労働省 | 大分労働局 | 労働基準監督署

● 働き方改革の無料相談を行っています

大分働き方改革推進支援センター ☎ 0120-450-836



働き方・休み方改善  
ポータルサイト



大分労働局  
ホームページ

後援

大分県、大分県市長会、大分県町村会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、  
大分県中小企業団体中央会、大分県経営者協会、大分経済同友会、日本労働組合総連合会大分県連合会(順不同)

みんなで休みを合わせて!

# 年次有給休暇を活用して 大分県の魅力に触れよう!

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい大分県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 2) 導入例

### 2024年の11月に導入すると…

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2024年11月

| 日         | 月         | 火            | 水  | 木        | 金          | 土            |
|-----------|-----------|--------------|----|----------|------------|--------------|
|           |           |              |    |          | 1          | 2            |
| 文化の日<br>3 | 振替休日<br>4 | 5            | 6  | 7        | 8          | 9            |
| 10        | 11        | 県民ノリ<br>残業デー | 13 | 14       | 15         | 16           |
| 17        | 18        | 19           | 20 | 年休<br>21 | 計画年休<br>22 | 勤労感謝の日<br>23 |
| 24        | 25        | 26           | 27 | 28       | 29         | 30           |

## 3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 5日            | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 15日           | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式      | 年次有給休暇の付与の方法    | 適した事業場、活用事例                          |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式  | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与   | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用  |
| 個人別付与方式 | 個人別に付与          | 年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定           |

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。